



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和7年8月4日

住所 鳥取県米子市明治町105番地
氏名 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター
代表理事 小林 敬典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日	令和6年11月18日	許可番号	第202400204828号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施設の種類 産業廃棄物の最終処分場(管理型)		
	処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず等及びがれき類にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。) 以上13品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 注)「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くずをいう。		
設置場所	鳥取県米子市淀江町小波字泉原434番2、434番10、434番102、434番103、434番104、434番105、434番106、434番107、434番108、434番109、434番110、434番360、434番361、434番385、1790番2、1790番3、1791番、1792番、1793番、1794番、1799番、1800番、1801番、1802番1、1802番2 鳥取県米子市淀江町小波字林ノ奥435番、436番1、436番2、436番3、436番4、437番、441番1、443番、444番、445番1、445番3、445番4		
処理能力	埋立面積	22,100m ²	
	埋立容量	252,000m ³ (第Ⅰ期74,000m ³ /第Ⅱ期178,000m ³)	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	有・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		